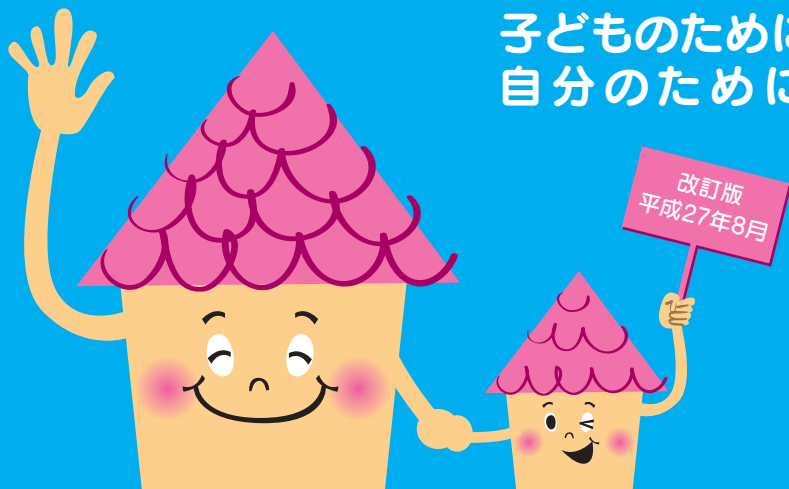




武雄市サポート HANDBOOK

ひとり親家庭 応援パンフレット

子どものために。
自分のために。



悩み

手当

相談

住まい

子育て

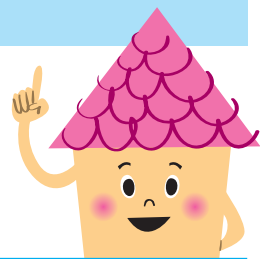
仕事

生活費

ひとり親
家庭の
あなたへ

武雄市

このハンドブックは、ひとり親家庭等の方、ひとりでの出産や子育てをむかえる方に、さまざまな支援サービスや制度を分かりやすくお伝えすることを目的としています。



ひとり親家庭

次のいずれかに該当する方が、20歳未満の子どもを扶養している家庭

- ・ 配偶者と離婚した方
- ・ 配偶者が死亡した方
- ・ 配偶者の生死が不明な方
- ・ 配偶者が心身の障がいにより働けない方
- ・ 配偶者が外国にいるか、拘禁されているため、その扶養が受けられない方
- ・ 配偶者から遺棄されている方
- ・ 婚姻によらないで母・父となった方

か ぶ
寡 婦

かつて母子家庭の母であった方で、子どもが成人したのち、なお配偶者のない状態である方

もくじ

武雄市家庭児童相談室

5

- 母子、父子自立支援員 5
- 離婚届後に必要な手続き 7~8

ひとりで悩んでいませんか？

- 武雄市の相談窓口 9
- いろいろな相談窓口 10
- 借金でお困りの方へ 12
- 配偶者等や交際相手からの暴力でお悩みの方へ 13

妊娠・出産の時期を安心して過ごすために

15

- 妊娠がわかったら 15
- 出産にかかる費用への助成 15
- 助産制度 15
- 認知について 16

知っておきたい、生活のための経済的支援

17

- ひとり親家庭医療費助成 17
- 児童扶養手当 17
- 遺族基礎年金 19
- 遺族厚生（共済）年金 19
- 児童手当 19
- JR 通勤定期の割引 19
- 障がいがある子どもへの経済的支援 20
- 住宅確保給付金 20

生活福祉資金貸付	20
生活保護	21
母子・父子・寡婦福祉資金貸付	21
市県民税、所得税の控除	22

早めにチェック、教育等のための経済的支援 24

保育料の軽減	24
幼稚園就園奨励費補助金	24
小・中学生の就学援助	24
高校・大学等進学のための経済的支援	25
あしなが育英奨学金 国の教育ローン	26

急な保育の『困った!』をサポート 28

日常生活支援サービス	28
短期間のお預かり（ショートステイ）	28
病後児保育	28
武雄市ファミリーサポートセンター	29

就職・転職・資格取得を応援します! 30

就職支援を行っている機関	30
高等職業訓練促進給付金	30
自立支援教育訓練給付金	31

住まいに関するサポートいろいろ 32

市営住宅	32
県営住宅	32
母子生活支援施設	32

いろいろな手続き・制度早わかりガイド 33

戸籍（離婚、氏の変更）	33
家庭裁判所	34
養育費の取り決めと強制執行等	35
年金	36

あなたのライフプランを作成してみましょう 37

守りたい。あなたの健康 39

武雄市健診のお知らせ

母子・父子福祉施設	43
母子・父子福祉団体	43



武雄市家庭児童相談室

相談時間▶9時～17時

(土・日・祝祭日・年末年始を除く)

電話相談▶0954-
23-9129

面接相談▶武雄市役所

くらし部 福祉課 家庭児童相談室



※相談は無料です。秘密も厳守いたします。

※専門の相談員が相談に応じます。

母子・父子自立支援員

ひとり親家庭の方が抱えるいろいろな悩みごとの相談相手になり、問題解決のお手伝いをさせていただく相談員がいます。

電話による相談や必要によっては家庭訪問もします。

相談時間▶9時～16時(毎週月曜、水曜、金曜)

電話相談▶0954-23-9216

(くらし部 福祉課 家庭支援係)

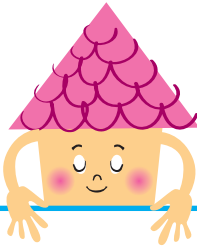
子育ての相談

- ・子どもの養育やしつけに不安がある
- ・病気などで家事や育児ができない
- ・いじめ、不登校など学校生活の悩み
- ・子どもの心身の発達への不安
- ・子どもへの虐待について



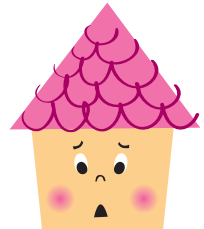
ひとり親家庭の相談

- ・支援制度について知りたい
- ・手当、年金
- ・就職、資格取得
- ・子どもの進学費用などの貸付金
- ・住まい



女性総合相談

- ・仕事、住まいなど生活全般の困りごと
- ・望まない妊娠や出産の悩み
- ・夫やパートナー等からの暴力（DV）
- ・ストーカー被害にあっている
- ・異性間交際の悩み

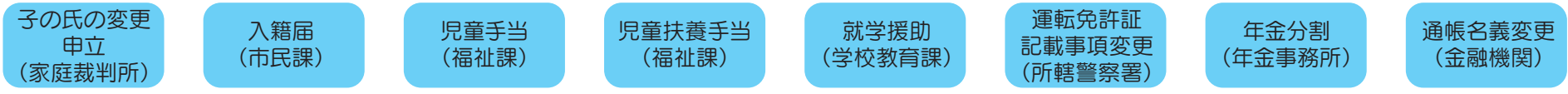


家庭の相談

- ・夫婦、親子、親族間の悩み
- ・夫、妻の酒や薬物への依存
- ・離婚やそれに伴う親権、慰謝料、養育費などの悩み
- ・借金問題

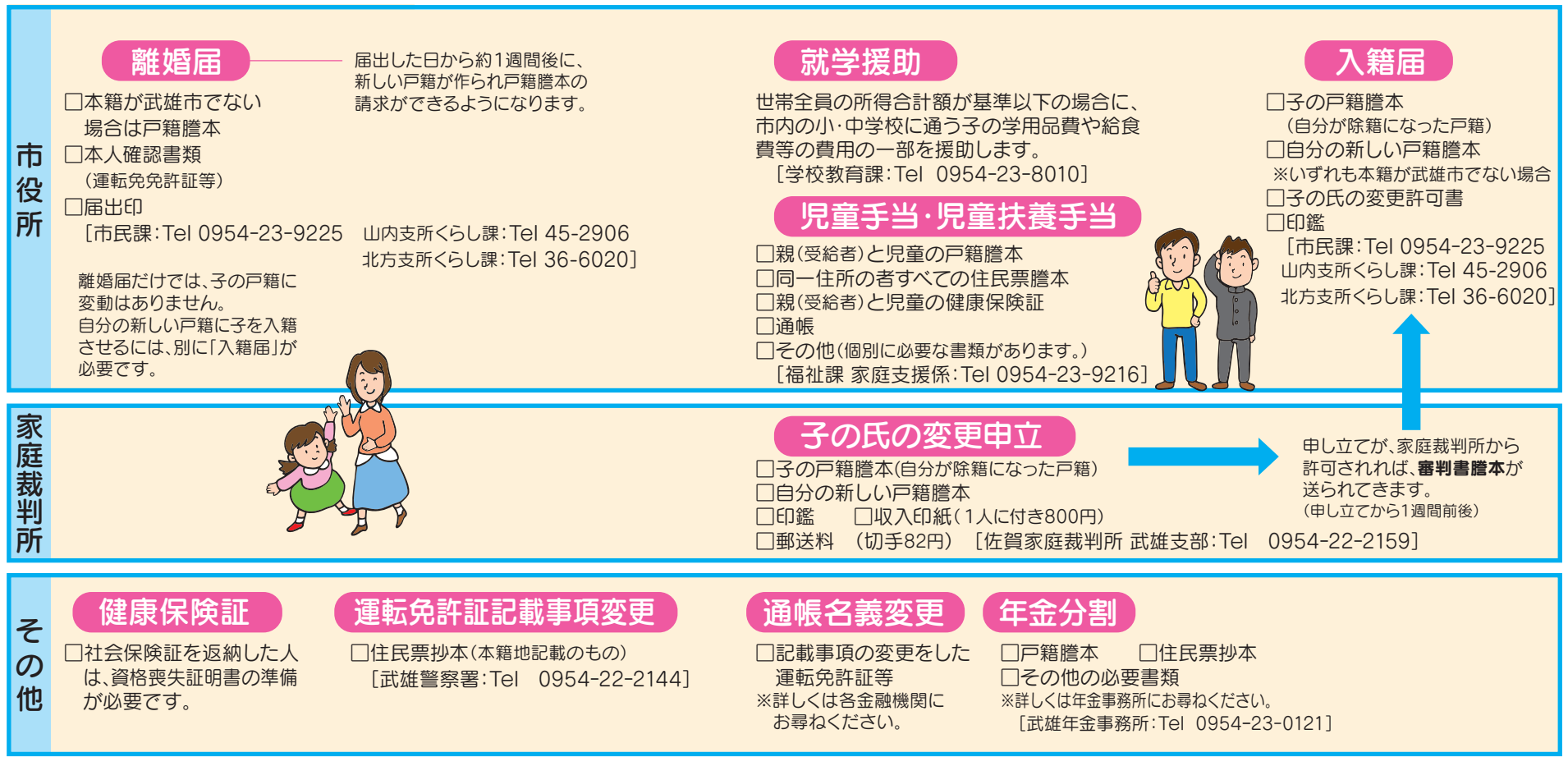
離婚届 … その後どんな手続きが必要なの？

● 主な手続き 離婚に伴って、どこで、どのような手続きが必要になるのでしょうか？

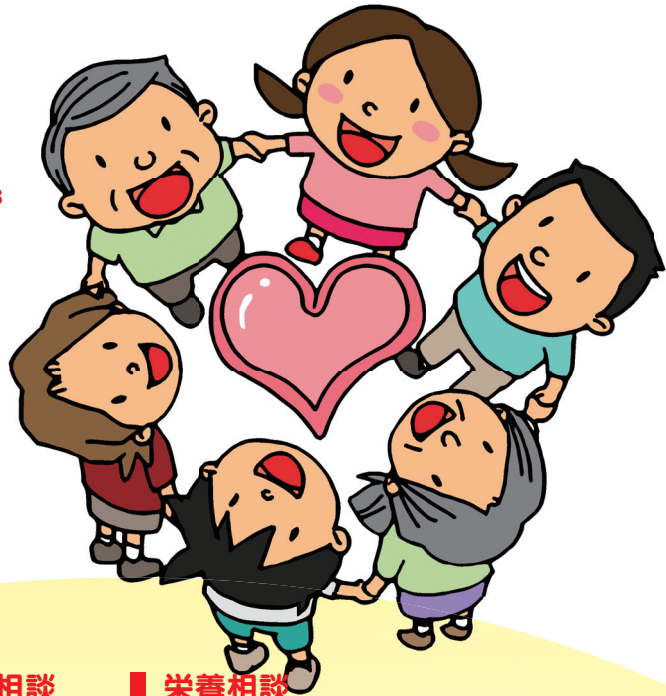


※上記は、主な手続きです。上記以外にも、個人によって、必要な手続きがある場合もあります。

● 手続きの流れ



抱え込まず 相談しよう



武雄市
相談窓口
一覧

[市外局番：0954]

こころとからだの健康相談

時間 9:30~11:30
場所 市役所 1階会議室 毎週火
山内保健センター 毎週水
北方保健センター 毎週木
Tel 23-9131 担当 健康課

栄養相談

時間 9:30~11:30
場所 市役所 1階会議室 毎週火
山内保健センター 毎週水
北方保健センター 毎週木
Tel 23-9131 担当 健康課

こころの相談(要事前予約)

時間 9:30~11:30
場所 文化会館会議室 第1金
Tel 23-9131 担当 健康課

法律相談(要事前予約)

月2回 Tel 23-9315 担当 総務課

消費生活相談

時間 9:00~16:30
場所 市役所1階 月~金
Tel 23-9500 担当 総務課(消費生活センター)
Tel 188「消費者ホットライン」

行政相談(要事前予約)

Tel 23-9315 担当 総務課

女性総合相談

時間 9:00~16:00
毎週月・木
Tel 27-7001 担当 福祉課

常設人権相談(週3回)

時間 8:30~17:15
場所 佐賀地方法務局武雄支局
Tel 22-2435
担当 佐賀地方法務局武雄支局

身体障がい者相談

時間 10:00~15:00
場所 市役所1階 偶数月第2水
Tel 23-9235 担当 福祉課

特設人権相談(月1回)

時間 10:00~15:00
場所 市役所山内支所・北方支所
Tel 22-2435
担当 佐賀地方法務局武雄支局

弁護士相談(要事前予約)

場所 社会福祉協議会
本所(武雄市役所北方支所内) 月1回
Tel 36-5505 担当 社会福祉協議会
場所 社会福祉協議会山内支所 月1回
Tel 36-5505 担当 社会福祉協議会

● 佐賀県総合福祉センター（中央児童相談所・婦人相談所など）

こどもの相談 家庭の事情で子どもを育てることができない、子どもの発達の遅れが心配、子どもに手をあげてしまう、子どもが学校に行けない、子どもに問題行動があるなど

※児童福祉司・心理判定員など専門の職員がいます。
※必要な場合は、子どもを一時的にお預かりします。

婦人の相談
〈電 話〉 夫などから暴力を受けている、家庭内の不和など
0952-26-1212（所在地：佐賀市天祐1-8-5）
〈相談受付〉 平日 8時30分～17時15分

**緊急時
24時間対応**
・子どもの虐待相談
・配偶者からの暴力

● 佐賀県立男女共同参画センター アバンセ

無料 女性のための総合相談（夫婦や家庭内の心配ごと、夫などからの暴力、子どものことなど） **予約制**

無料 法律相談（女性の弁護士 毎月第1土曜・第3木曜 13時～16時） **予約制**

無料 こころの相談（女性の臨床心理士 毎月第3土曜 14時～16時） **予約制**

〈電 話〉 0952-26-0018
〈相談受付〉（所在地：佐賀市天神三丁目2-11 *どんどんどの森内*）
火～土曜日 9時～21時 日曜・祝 9時～16時30分

男性のための総合相談（男性臨床心理士 第2・3・4木曜日）

〈電 話〉 0952-26-0020（19時～21時）

● 佐賀県ひとり親家庭サポートセンター

・母子家庭等就業支援講習会（介護職員初任者研修、パソコンなどの講習会を実施）

・無料法律相談（弁護士による相談 毎月第4木曜日 13時～15時） **予約制**

・無料心理相談（女性の臨床心理士 毎月第3金曜日 14時～16時） **予約制**

・日常生活支援（一時的に家事・育児が困難になったとき、家庭生活支援員を派遣）

・就業相談（就業に関するご相談を受けています）

・生活相談（経済的・社会的・精神的な悩みおよび健康面のご相談を受けています）

〈電 話〉 0952-97-9767（所在地：佐賀市神野東2-6-10）
〈相談受付〉 火曜日～日曜日 10時～19時（佐賀県駅北館2F）
休館日：月曜日、年末年始（12/29～1/3）
（月曜日が祝日の場合は、その翌日）

土日も
相談可能

URL <http://sagaboren.com/>
Mail s.g-yuri@aioros.ocn.ne.jp

● 武雄市生活自立支援センター（社会福祉協議会）

経済的な問題のみならず、精神的な問題、家庭の問題、健康上の問題など複合的な問題を抱え『生活に困っている方』の相談を受け付けます。

〈電 話〉 0954-36-0708（所在地：武雄市役所北方支所内）
〈相談受付〉 平日 9時～17時

● 法テラス(法律のことでお悩みの方)

情報提供(法的トラブルの解決に役立つ情報提供 ※無料)

民事法律扶助(経済的に余裕がない方に無料法律相談を行い、必要と判断される場合に、裁判や弁護士などの費用の立替を行う ※後日、分割で支払い)

○相談の種類 一般相談(離婚・相続・損害賠償・金銭トラブル・不動産など民事全般)
クレジット・サラ金相談

〈電 話〉 050-3383-5510 **予約制**
佐賀市駅前中央1-4-8太陽生命佐賀ビル3F
〈相談受付〉 平日 9時30分~17時
URL <http://www.houterasu.or.jp/>

● 佐賀県弁護士会(法律のことでお悩みの方)

無料 一般の法律相談 月・水・木・金・土(時間は曜日によって異なる)30分5,000円程度
消費者問題相談 月~金は13時~16時、土・日の時間は日によって異なる
30分程度

無料 弁護士クイック・
ナイター相談 (10分程度) 毎週火曜日 17時30分~19時30分
毎週土曜日 13時~15時30分

〈電 話〉 0952-24-3411
(クイック相談・ナイター相談以外は **予約制**)

〈相談受付〉 場所は、電話でご確認ください
URL <http://www17.ocn.ne.jp/~sagabgsk/soudan.htm>

● 佐賀県司法書士会(法律のことでお悩みの方)

①電話法律無料相談

毎週月曜日・木曜日(祝祭日・年末年始を除く)18時~20時
〈電 話〉 0952-29-0635
〈相談受付〉 佐賀県司法書士会 URL <http://www.sagashiho.jp/>

②面談有料法律相談 毎週水曜日(祝祭日・年末年始を除く)14時~18時
※5,400円、事前予約が必要

〈電 話〉 0952-29-0635
〈相談受付〉 佐賀県司法書士会 URL <http://www.sagashiho.jp/>

③県立図書館主催の面談無料法律相談

毎月第1・3水曜日(祝祭日・年末年始を除く)18時~20時
〈電 話〉 0952-24-2900
〈相談受付〉 佐賀県立図書館利用サービス課

借金でお困りの方へ

借金問題は、必ず解決の糸口があります。一人で悩まずにまずは相談ください！

専門の相談員がじっくりとお話を聞いて、問題解決の方法をアドバイスいたします。また状況に応じて、弁護士による法律相談も行っています。

任意整理

裁判所などの公的機関を利用せず、私的に金融業者と話し合い、借金の減額を図ります。合意内容に基づき返済します。

長所

過払い金がある場合は返還請求ができる。

注意

貸主の合意が必要。利息制限法で再計算し直した後の借金の返済が必要。

特定調停

簡易裁判所に申立て、調停委員の仲介で貸主と話し合っ、返済しやすいように条件等を変更し、経済的立ち直りを目指します。

長所

弁護士等に頼まず自分で申立てをすれば、費用を抑えられる。

注意

貸主の合意が必要。過払い金の返還請求はできない。

個人再生手続

弁護士や司法書士に依頼し、収入に応じた再生計画案を裁判所に提出し、借金の一部を3年間で支払うことにより残債務が免除されます。

長所

住宅ローンの返済を続けながら持ち家を残せる。貸主全ての合意を得る必要はない。

注意

手続きが複雑で、時間も費用もかかる。定期的な収入が必要。

自己破産

裁判所を通じて借金をなくす手続きです。免責決定により債務返済を免れます。持ち家等の財産は失いますが、借金はゼロになります。

長所

借金が全額免除される。

注意

財産の清算が必要。免責決定までの期間、一定の職業には制限があります。

【主な相談窓口】

武雄市消費生活相談

☎ 0954-23-9500

月～金 / 9時～16時30分（土・日・祝日・年末年始を除く）

配偶者等や交際相手からの暴力でお悩みの方へ

●あなたは、このようなことをされた経験がありませんか？



精神的暴力

- ののしる、馬鹿にする
- 大声で怒鳴る
- 何を言っても無視する
- 不機嫌な態度をとる
- 「別れるなら子どもは渡さない」などと脅す
- 毎日の行動をチェックして束縛する

身体的暴力

- 殴る、蹴る、平手打ちする
- 首を絞める
- 突き飛ばす
- 物を投げつける
- 刃物などで脅す、刺す

性的暴力

- セックスを無理強いする
- 妊娠や中絶を強要する
- 避妊に協力しない

社会的暴力

- 外出させない
- 交友関係や電話を細かくチェックする
- 実家との付き合いを制限する

経済的暴力

- 生活費を渡さない
- 家計の管理を独占して、お金の使い道を細かく報告させる
- あなたに無断で借金をし続ける

DVとは？

DVは、ドメスティック・バイオレンスの略で、配偶者や恋人など親密な関係にある者、又はあった者から振るわれ、る身体・言葉・態度などによる暴力。



デートDVとは？

デートDVとは、交際相手からの暴力。10代、20代の若いカップル間でもDVはおきています。携帯電話やSNS等による束縛・監視が特徴的で、深刻な問題となっています。

こころ、からだ、性差別、家族、夫婦、子育て、DV、女性に対する暴力、生き方、人間関係の悩みなどを女性の立場に立って、女性の相談員がお伺いします、相談の秘密はお守りいたします。お気軽にお電話ください。

【主な相談窓口】 ●あなたは悪くありません。まずは相談してください！

武雄市女性総合相談 ☎0954-27-7001 月・木曜日 /9:00~16:00
 ※祝日・年末年始を除く
 ※電話相談・面接相談（面接相談は一度お電話でお尋ねください。）

佐賀県配偶者暴力相談支援センター ☎0952-26-0018 月~土 /9:00~21:00
 日・祝日 /9:00~16:30

☎0952-26-1212 月~金 /8:30~17:15
 ※土・日・祝日・年末年始を除く

男性のための電話相談 ☎0952-26-0020 第2・第3・第4木曜日
 19:00~21:00（男性臨床心理士が対応）

民間相談機関 女性が元気になれるセンター

☎0954-36-5354 火・水・金 10:00~15:00

佐賀こころの電話（県精神保健福祉センター）

心のなやみ、対人関係の悩みなど、幅広くご相談を受けています。話してみませんか？

☎0952-73-5556

平日9時~16時

佐賀いのちの電話（社会福祉法人佐賀いのちの電話）

一人ひとりの命を大切に作る立場で、孤独の中で不安や悩みを持つ方々のための相談窓口。

☎0952-34-4343

24時間365日対応



[MEMO]

A series of horizontal dashed lines for writing a memo.

妊娠・出産の時期を安心して過ごすために

新しく生まれてくる命のために、お母さんは妊娠中の日々安定した気持ちで、健やかに過ごすことがとても大切です。もし、出産やその後の子育てに不安がある場合には、早めに相談窓口を訪れましょう。

妊娠が分かったら…

母子健康手帳

【健康課 保健係 0954-23-9131】

妊娠が分かったら、病院からもらった妊娠届を、健康課保健係または各支所くらし課へ出してください。妊娠、出産、こどもの発育成長を記録する母子健康手帳をお渡しします。また、その時に、出産やその後の育児に不安があれば窓口で相談してください。

妊婦健診受診票（補助券）

母子健康手帳交付時に妊婦健診受診票をお渡しします。受診票に記載されている検査項目については、産婦人科医院または病院等で受診できます。

出産にかかる費用への助成

出産育児一時金

【健康課 0954-23-9135】

〈国民健康保険の方〉被保険者が出産した場合42万円を支給します。
ただし、在胎週数が28週を達していないなど、産科医療補償制度加算対象出産でない場合は、40万4千円となります。
〈その他の健康保険の方〉加入する医療保険によって異なりますので、各勤務先にお問い合わせください。

あらかじめまとまった現金を用意しなくてもいいように、出産育児一時金を、被保険者に代わって直接医療機関等に支払う制度があります。詳しくは加入されている医療保険へおたずねください。

助産制度

【福祉課 家庭支援係 0954-23-9216】

経済的な理由で入院・出産することが難しい方のために出産費用を補助します。所得状況によって、一部自己負担金があります。利用できる条件や負担金など詳しいことは、お問い合わせください。補助を受ける方は、指定の病院での出産となりますので、早めに相談ください。

その他、産前に仕事に就いていた方には、「育児休業給付金」「育児休業職場復帰給付金」「出産手当」「社会保険料の本人負担分保険料免除」などの制度があります。



詳しくは
勤務先でご確認ください。



知っておきたい、生活のための経済的支援

おやかいてういりょうひじょせい

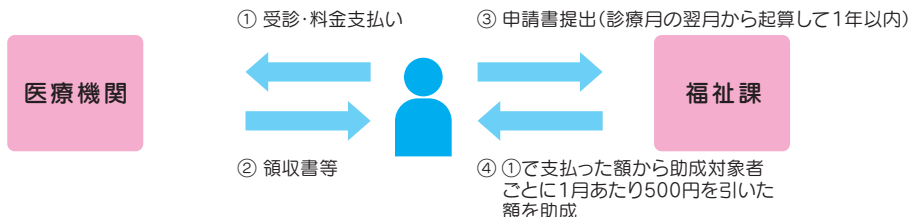
ひとり親家庭等医療費助成

【福祉課 家庭支援係 0954-23-9216】

母子家庭の母、父子家庭の父、及び児童が、医療保険により医療機関で診療を受けた場合、医療費の自己負担金の一部を助成します。児童扶養手当と同じ所得限度額があります。

〈対象者〉

- ・20歳未満の子を養育している母子家庭の母、父子家庭の父
- ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの母子家庭、父子家庭の児童及び父母のいない児童



※事前に受給資格の認定が必要です。窓口にお申し出ください。

※「子ども医療費助成制度」で支払った自己負担についても助成されます。

(1月あたり500円を超えた場合のみ適用)

じどうふようてあて

児童扶養手当

【福祉課 家庭支援係 0954-23-9216】

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童(中度以上の障がい有する場合は20歳未満)を養育しているひとり親家庭の父母または養育者(祖父母など)に支給される手当です。

受給資格は、申請した翌月からとなります。
ひとり親家庭になったら、すぐ窓口へ!

〈対象者〉

次のいずれかの児童を扶養しているひとり親家庭の父母、または養育者(祖父母など)に支給されます。

- ・父母が離婚した児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・父または母が死亡または生死不明である児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が重度の障がい有する児童
- ・父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ・婚姻によらないで生まれた児童

〈支給制度〉

“対象者”に該当しても、次のいずれかに該当する場合は支給されません。

1. 対象者および同居の家族の方(父母、祖父母、子、兄弟等)の前年所得が一定額以上あるとき → 次ページの〈所得限度額〉をお読みください。
2. 児童が児童福祉施設(母子生活支援施設を除く)に入所したり、里親に預けられたとき
3. 対象者又は児童が公的年金(老齢福祉年金を除く)を受け取ることができるとき
4. 児童が父又は母が支給される公的年金の加算対象となっているとき

※上記3.4に該当する場合でも手当額より公的年金額が低いときは、差額を支給される場合があります。

(平成26年12月より手当と公的年金との併給ができるように法改正されました。)

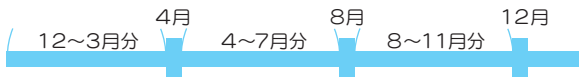
〈手当月額〉

(平成27年4月より)

区 分	手当の金額を受給できる方	手当の一部を受給できる方
児童1人のとき	月額 42,000円	月額 9,910~41,990円 請求者の方の所得によって異なります
児童2人のとき	5,000円加算	
児童3人目以降	児童が1人増えるごとに3,000円加算	

〈支払月〉

年3回 (4月、8月、12月)



〈所得に関連した支給制限〉

手当を受けている人の前年の所得(課税台帳上の所得に前年、児童を養育している父または母、あるいは児童が児童の母または父から受け取った養育費の8割を合算した額)が下記の限度額以上ある場合は、その年度(8月から翌年の7月まで)は、手当の全部または一部が支給停止されます。

手当・助成

所得制限限度額表

(平成14年8月から適用)

扶養親族の数	本 人		扶養義務者及び配偶者 孤児等の養育者
	手当の全額を受給できる方	手当の一部を受給できる方	
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人以上	以下380,000円 ずつ加算	以下380,000円 ずつ加算	以下380,000円 ずつ加算

◎ひとり親家庭等医療費助成と児童扶養手当の手続きに必要なもの

- 印鑑 請求書名義の通帳
- 請求者・児童の現在の戸籍謄本 1通 (戸籍が異なる場合は各1通)
現在の戸籍にひとり親家庭になった事項(離婚日、死別日等)の記載がない場合は、戸籍(除籍・改正原)謄本(上記事項の記載があるもの)1通も必要です。
☆児童の戸籍が前夫や前妻の戸籍に入っていないともかまいません。
☆児童の親権者が前夫や前妻であつてもかまいません。
- 住民票謄本(本籍・続柄記載のもの) 1通
☆請求者の世帯及び住民票上別世帯で同居している親族の全員の住民票が必要です。
※住民票上別世帯で同居している親族の住民票をとるには委任状が必要です。
- 健康保険証(請求者と児童全員分) 年金手帳
- 児童扶養手当用所得証明書(所得額、所得控除内容、扶養人数記載のもの) 1通
☆申請月が4月から6月の場合は、前々年分の所得がわかるものが必要です。
1月1日時点でお住まいだった市区町村から取り寄せてください。
☆現在同居中で18歳以上の3親等内血族の方の分も、該当する場合は証明書が必要です。
- 居住地の証明
お住まいの状況を確認する必要があるため、住居に応じて下記の書類を手続き時にご用意ください。
・住居が賃貸物件の場合は、『賃貸契約書』など
- その他 ※請求者の事情や状況に応じて、上記以外の書類等の提出を求める場合がありますので、支援課へお問い合わせください。
※偽りの申告など不正な手段で手当を受給した場合、返還など罰則規定が適用されることがあります。

[武雄年金事務所 0954-23-0121]

[健康課 0954-23-9135]

いぞくきそねんきん

遺族基礎年金

国民年金の被保険者等が死亡したとき、その人に生計を維持されていた配偶者(子がいる場合のみ)または、子に遺族基礎年金が支給されます。

遺族年金が支給される場合には、児童扶養手当を受けることができません。

「子」とは次のいずれかにあてはまる者です。

- 18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子
- 20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子

〈年金額〉 780,100円+子の加算

子の加算

第1子・第2子 各224,500円、第3子以降 各74,800円

※子が遺族基礎年金を受給する場合の加算は第2子以降について行い、子1人あたりの年金額は、上記による年金額を子の数で割った額

いぞくこうせい(きょうさい)ねんきん

遺族厚生(共済)年金

[武雄年金事務所 0954-23-0121]

厚生(共済)年金の被保険者が死亡したとき、または被保険者期間中の傷病がもてて初診の日から5年以内に死亡したとき等に支給されます。

〈対象者〉 ○ 配偶者

遺族基礎年金(国民年金)と両方を受けることが可能です。

○ 子、孫(18歳到達年度の年度末を経過していない者または20歳未満で障害年金の障害等級1・2級の者)

○ 55歳以上の夫、父母、祖父母(支給開始は60歳から)

じどうてあて

児童手当

[福祉課 家庭支援係 0954-23-9216]

15歳に達する日以後の最初の3月31日まで(中学校修了前)の児童を養育している方に支給されます。ひとり親となられた場合や婚姻された場合は、必ず窓口へお知らせください。(公務員の方は勤務先へ)

〈支払月〉 年3回(2月、6月、10月)

〈手当額〉

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上	10,000円
小学校修了前	(第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

第1子、第2子は、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(高校修了前)の児童の中で数えます。

つうきんていき わりひき

JR通勤定期の割引

[福祉課 家庭支援係 0954-23-9216]

JRの通勤定期乗車券を3割引きで購入できます。*他の割引(学割など)との併用はできません。

〈対象〉

児童扶養手当の受給者およびその方と同一世帯の方

◇持参するもの・児童扶養手当証書、印鑑、定期券を購入する方の写真(上半身4×3cm)

〈手続き〉

①市役所で「資格証明書」「購入証明書」を受け取る

②①で受け取った書類を駅の窓口へ提出し、定期券を購入する。

障がいがある子どもへの経済的支援

[福祉課 0954-23-9235]

いずれも、児童もしくは同居の扶養義務者（父・母・兄弟姉妹など）の所得が一定額以上ある場合には支給されませんので、窓口へお問い合わせください。

とくべつじどうふようであて

特別児童扶養手当

身体や精神に中度以上の障がいを有する児童（20歳未満）の父・母、または父母にかわって子を養育している方に支給されます。児童扶養手当と両方を受け取ることができます。ただし、児童が公的年金を受けられる場合、児童福祉施設等に入所している場合などは支給できません。

〈支払月〉	〈手当額〉
年3回（4月、8月、11月）	〈1級該当児〉 51,100円 / 月 〈2級該当児〉 34,030円 / 月

しょうがいじふくしてであて

障害児福祉手当

重度の障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする児童（20歳未満）を対象に支給されます。ただし、児童が公的年金を受けられる場合、児童福祉施設等に入所している場合などは支給されません。

〈支払月〉	〈手当額〉
年4回（2月、5月、8月、11月）	14,480円 / 月

他にも、税の軽減、運賃・料金の割引サービス、医療の給付、生活福祉資金の貸付等がありますので窓口へお尋ね下さい。

じゅうどしんしんしょうがいしゃいりょうひじよせい

重度心身障害医療費助成

重度の心身障がい者（身体障害者手帳の1級又は2級をお持ちの方、療育手帳のAをお持ちの方、身体障害者手帳の3級をお持ちで知能指数が50以下の方）が、病気やケガ等で、医療機関等で治療を受けた際の医療費の一部について助成を行います。

じゅうたくかくほきゅうふきん

住宅確保給付金

[武雄市生活自立支援センター 0954-36-0708]

家賃の支払いが困難になり、住居を喪失または喪失のおそれがある場合に支給されます。
〈対象者〉

就労意欲と就労能力があり、**離職後2年以内の方及び65歳未満の方**

〈制 度〉

原則3ヶ月間、最長9ヶ月間の給付金（家賃相当分）を支給するとともに、就労機会の確保に向けて支援を行っていきます。

〈支給額〉

月額の上限額 29,000円（一人世帯の場合）

せいかつふくしきんかじつけ

生活福祉資金貸付

[武雄市社会福祉協議会0954-36-5505]

一時的な資金の貸付と必要な支援を受けることにより独立自活ができることと認められる世帯であって、資金の融通を他から受けることが困難と認められる世帯への貸付制度です。母子家庭は母子寡婦福祉資金貸付に同様の貸付があれば、そちらが優先されます。対象となる条件や事前審査がありますので、まずは窓口へご相談ください。

種類	内容
教育支援資金	高等学校等に就学するために必要な費用
福祉資金	日常生活上一時的に必要な費用等

※この他に、生計中心者の収入の減少や失業等により生活が困窮している世帯に、継続的な相談支援と貸付を行うことで自立につなげる総合支援資金があります。他に利用できる公的給付・貸付制度があれば、そちらが優先されますのでくわしくはお問い合わせください。

◎生活福祉資金貸付以外にも、**緊急に必要な小口資金の貸付（限度額3万円）**も行っています。

せいかつほこ

生活保護

[福祉課 0954-23-9235]

病気や乳児の保育のために就業できないなど、経済的にお困りの方の生活を保障するとともに、自立に向けたサポートを行います。資産や収入などの調査をした上で審査を行い、国の基準生活費と比べ、資産や収入の方が少ない場合に、その差額分を給付します。

ほしふしかふふくししきんかじつけ

母子・父子・寡婦福祉資金貸付

[福祉課 家庭支援係 0954-23-9216]

佐賀県が実施する貸付制度ですが、問い合わせや相談の窓口は市役所 福祉課です。

貸付の決定までには一定の時間が必要です。

また保証人などの条件の審査もありますので、利用をお考えの方は出来るだけお早めに窓口へご相談ください。

〈条件の例〉※申し込み時点で、借入れの滞納がないこと
 ※税、公共料金等の滞納がないこと
 ※申請者や連帯保証人は、償還完了時の年齢が65歳以下であること 等

※下記のほか、事業開始資金、事業継続資金等もあります。

種類	対象	内容など	その他
修学資金	児童	高校、高専、専修学校、短大、大学に就学させるために必要な資金	[申請] 随時 授業料、書籍代、通学費等
就学支度資金	児童	小中学校、高校、大学等および技能習得施設の入学入所に要する資金	[申請] 入学前の1月中旬～3月中旬まで 入学金、直接必要な衣服等の購入費
技能習得資金	母、父	事業を開始し、または就職するために必要な知識技能を習得するための資金	[申請] 随時 授業料、材料費、交通費等
修業資金	児童	児童が事業を開始し、または就職するために必要な技能を習得させるのに必要な資金	[申請] 随時
転宅資金	母、父	転居に必要な敷金等にあてるための資金	[申請] 転居前 申請は転居先の居住地で行うこと 敷金、前家賃、引越し費用等
就職支度資金	母、父 児童	就職するために直接必要な被服、履物等の購入資金	[申請] 随時 就職に必要な衣服、自動車の購入費等

[法改正] 平成26年10月より貸付の対象に父子家庭が加わり、支援が拡充されました。

市県民税や所得税には、納税義務者の個々の事情（扶養する親族の有無や病気等による出費の大小）に応じて、税負担が軽減される「所得控除」という制度があります。ここでは、ひとり親家庭の方が受けることが多い所得控除を紹介します。

かふ かふ こうじょ
寡婦・寡夫控除

その年の12月31日時点で、以下のいずれかに該当していれば申告できます。

寡 婦	<p>あなたが次のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 「夫と死別」または「離婚した後再婚していない方」や「夫の生死が明らかでない方」で、「扶養親族」か「生計を同一にしている総所得金額等の合計額が38万円以下の子」がある</p> <p>(2) 「夫と死別した後再婚していない方」や「夫の生死が明らかでない方」で、前年中の合計所得金額が500万円以下である</p>
特別寡婦	<p>あなたが上記の（1）に掲げる方（扶養親族である子を有する方に限る）に該当し、かつ前年中の合計所得金額が500万円以下である</p>
寡 夫	<p>あなたが次の全てに該当する場合</p> <p>(1) 「妻と死別」または「離婚した後再婚していない方」や「妻の生死が明らかでない方」で、生計を同一にしている総所得金額等の合計額が38万円以下の子がある</p> <p>(2) 前年中の合計所得金額が500万円以下である</p>

[MEMO]

[MEMO]

A series of horizontal dashed lines for writing.

早めにチェック、教育等のための経済的支援

安心して子育てができるように、子どもの保育や教育にかかる費用をバックアップする色々な手当や助成制度があります。申請時期や利用条件は制度によってさまざまなので、入園、進級、進学時に慌てないよう、早めにチェックしておきましょう。

ほいくりょう けいげん

保育料の軽減

〔教育政策課 こども係 0954-23-9215〕

保育料の算定については、原則世帯の市民税の額により決定します。ひとり親家庭となられた世帯は、保育料が減額となる場合があります。



ようちえんしゅうえんしょうらいひほじょきん

幼稚園就園奨励費補助金

〔教育政策課 こども係 0954-23-9215〕

幼稚園児（満3歳以上）の保護者に補助金が支給されます。
(手続き)

在園する幼稚園を通じて、申請手続きを行います。

(補助額)

その年度の保護者の市町村民税（前年中の収入に課税）額、在園児の数、小1～3年生の兄弟の有無によって算出されます。ただし、同居する祖父母等が、子を税算定上の被扶養者としている場合などは、祖父母等の税額も含めて補助額の算出します。



しょう ちゅうがくせいしゅうがくえんじょ

小・中学生の就学援助

〔学校教育課 0954-23-8010〕

世帯全員の所得合計額が基準以下の場合に、市内の小・中学校に通う子どもの学用品費や給食費等の費用の一部を援助します。

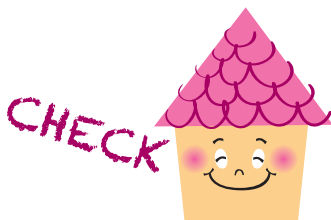
(援助対象)

学用品費等、新入学用品費、給食費、医療費、修学旅行費、宿泊を伴う校外活動費

※医療費…トラコーマ（伝染性結膜炎）及び結膜炎、白癬、疥癬及び膿かしん（とびひ）、中耳炎、慢性副鼻腔炎及びアデノイド、う歯（むし歯）、寄生虫病が対象。治療前に学校の保健室の先生にお知らせください。

(手続き)

各学校を通じて申請手続きを行います。申請書は、市内の小・中学校、武雄市教育委員会にあります。



貸付など

高校・大学等進学のための経済的支援

さげんいくえいしきん

佐賀県育英資金

[佐賀県 教育庁 教育支援課 0952-25-7223]

〈対象〉

高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部の本科、専修学校高等課程

〈条件〉

保護者が佐賀県内に居住し、子が勉学意欲があり、将来有為な社会人となる見込みがあること。

学費負担が著しく困難な家庭（成績基準なし）。

学費負担が困難な家庭（成績基準あり）。

〈手続き〉

中学3年生の9月または高校1～3年生の各4月に、在学する学校に出願書類を提出します。

けんりつこうとうがっこうていじせい つうしんせいかにていしゅうがくしょうれいきんかじつけ

県立高等学校定時制・通信制課程修学奨励金貸付

就職しながら在学している生徒で、経済的理由により著しく修学が困難な場合に、修学奨励金（無利子 14,000円 / 月）の貸付が受けられます。なお、正規の課程を卒業したときは、返還が免除されます。詳しくは各県立高校にお問い合わせください。

しりつこうとうがっこうなど しゅぎょうりょうげんめん

私立高等学校等の授業料減免

私立高等学校等では、独自に授業料の減免制度や奨学金制度を設けている場合がありますので、各学校にお問い合わせください。

こうとうがっこうしゅうがくしえんきんせいど

高等学校等就学支援金制度

国の費用で、国立・私立高校生等に対し、高等学校等就学支援金を支給することにより、家庭の教育費負担を軽減します。

就学支援金は、学校が生徒本人に代わって受け取り、その授業料に充てることとなります。生徒本人（保護者）が直接受け取るものではありません。

〈対象〉

○国私立高等学校（専攻科及び別科は制度の対象外です。）

○国私立中等教育学校の後期課程 ○国私立特別支援学校の高等部

○高等専門学校（第1学年から第3学年に限ります。）

○専修学校などのうち、高等学校の課程に類する課程を置くもの

※高等学校等を卒業したことがある生徒や、修業年限を超えて在学している生徒は原則として支給の対象となりません。



ほしふしかふふくししきんかしつけ
母子・父子・寡婦福祉資金貸付

小中学校、高等学校、大学等及び技能習得施設への入学に必要な費用や、高等学校や大学等に就学させるための費用についての貸付制度があります。(P.20)

にほんがくせいしえんきごうしょうがくきん
日本学生支援機構奨学金

〈対 象〉

大学、短大、高等専門学校、専門（専修）学校、大学院

〈手続き〉

学（校）長から推薦を受けた申込者について、人物、健康、学力・家計（父・母等の所得制度があります）の状況により選考されます。

〈相談窓口〉

0570-666-301 受付時間：月～金曜日 8時30分～20時
(土日、祝日、夜間は音声案内のみ)

いくえいしょうがくきん
あしなが育英奨学金

〈条 件〉

次の両方にあてはまる場合に、奨学金の貸与を受けることができます。

(1) 保護者等が病気や災害（交通事故をのぞく）または自死（自殺）などで死亡したり、著しい後遺障害のため働けない。

(2) 家庭の生活事情が苦しく教育費に困っている。

※保護者等とは、父、母、親権者、後見人、里親、保護受託者です。

※著しく後遺障害とは、次の障害認定を受けている場合をいいます。

イ．国民年金法による第2級以上

ロ．身体障害者福祉法、厚生年金保険法、精神保健及び精神障害福祉に関する法律等による第3級以上

ハ．労働者災害補償保険法等にもとづく第3級以上

〈手続き〉

各学校の事務室又はあしなが育英会〔電話：03-3221-0888〕から願書を取り寄せます。提出は、原則は学校を通じて郵送ですが、事情がある場合は直接あしなが育英会に送ることもできます（正式採用通知は学校にも送付されます）。

くに きょういく
国の教育ローン

日本政策金融公庫が取り扱う、学校納付金（入学金、授業料、施設設備費など）、受験にかかった費用（受験料、受験時の交通費・宿泊費など）、住居にかかる費用（アパート・マンションの敷金・家賃など）、教科書代、教材費、パソコン購入費、通学費用、修学旅行費用などの貸付です。

〈相談窓口〉

佐賀支店 0952-22-3341 佐賀市駅南本町4-21



[MEMO]

A series of horizontal dashed lines for writing.

急な保育の『困った!』をサポート

保護者の病気や仕事など、いざという時に子育てをサポートする色々なサービスがあります。詳しい内容や料金など、あらかじめチェックしておぎましよう。事前の登録が必要なものは、早めに窓口へ!

にちじょうせいかつしえん

日常生活支援サービス

【福祉課 家庭支援係 0954-23-9216】

保護者が病気、事故、就職活動などの理由で一時的に家事や育児のサポートが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣します。事前の登録が必要です。

〈料 金〉

収入に応じた利用料の負担があります。

市町村民税非課税世帯、生活保護世帯は無料です。

〈窓 口〉

佐賀県ひとり親家庭サポートセンター 佐賀市神野東2-6-10(佐賀県駅北館2F)

〈電 話〉0952-97-9767

たんきかん あず

短期間のお預かり(ショートステイ)

【福祉課 家庭支援係 0954-23-9216】

保護者の方の病気、出産、事故、出張などの理由で、お子さんの養育が一時的に困難となった場合、児童福祉施設でお預かり(原則7日以内)します。期間中、お子さんは施設で寝泊まりをします。

びょうごじほいく

病後児保育

【教育政策課 こども係 0954-23-9215】

保護者の仕事の都合などで病気回復期にある乳幼児を自宅で世話をすることが難しい場合、小児科等に併設した保育室で一時的にお預かりします。

詳しくはそれぞれの団体へお尋ねください。

●ぬくもいホーム「太陽」 朝日町川上

電話:0954-20-0161 時間:9時~17時(時間外も相談可) 託児料:300~400円/時間

●樋口医院 嬉野市

電話:0954-43-1652

時間:8時30分~17時30分(月~金)※土は12時まで。日、祝日、年末年始は除く。

利用料:2,000円/日、食事代500円(希望者) 半日の場合利用料1,000円 定員:2名

●古賀小児科内科スマイルルーム 江北町

電話:0952-86-3890

時間:8時~18時(月~金) 8時~13時(土)※日、祝日、年末年始は除く。

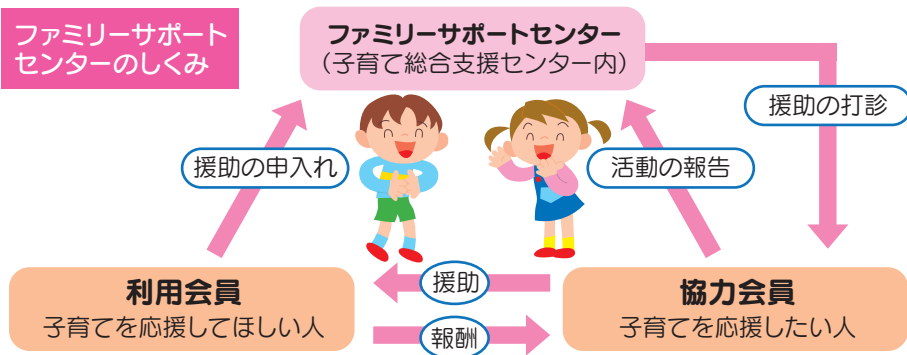
利用料:1,000円/日 食事代 300円(希望者) おやつ代 100円(希望者)

半日の場合500円(5時間以内)

定員:3名

武雄市ファミリーサポートセンター(子育て総合支援センター内)

ちょっとした時間子どもをみてほしい、そんな時にはファミリーサポート事業があります。ファミリーサポートは、育児に関するサポートを必要とする人(利用会員)と、育児の手助けをしていただける人(協会員)とを結び、地域全体で子どもの成長を見守る事業です。



〈対象者〉

生後2か月～中学生の子を持つ保護者及び同居の家族。
 会員となるためには登録が必要です。

〈利用時間〉

原則として7時～20時

〈利用料金〉

1時間当たり700円 以降30分につき350円加算 (1回につき市が200円補助)

〈主な活動内容〉

保育所幼稚園などの開始前や終了後の預かりや送迎。

保護者の冠婚葬祭の場合の預かり。リフレッシュのための預かり。

〈電 話〉 0954-36-3737



[MEMO]

就職・転職・資格取得を応援します！

「早く就職したいけど、保育園に子どもを預けるのって仕事が決まらないとダメなの?」「急な残業がある会社だったらお迎えに間に合わないかも…。」「とりあえず今の仕事に就いたけど、もっと収入が高い仕事に転職したいな。」など、あなたの仕事探しの悩みや希望をしっかりと聞いて、バックアップします。

就職支援を行っている機関

こうきょうしよくぎょうあんていしょ

公共職業安定所(ハローワーク)

求人情報提供、専門の相談員による就職相談・支援、雇用保険失業給付の手続き、職業訓練の相談。

ハローワーク武雄（武雄町昭和39-9）

〈電話〉0954-22-4155



こうとうしよくぎょうくねれんそくしんきゅうふきん

高等職業訓練促進給付金

〔福祉課 家庭支援係 0954-23-9216〕

母子家庭の母又は父子家庭の父が就職に有利な資格取得を目指し、2年以上専門学校や大学等の養成機関で修業する場合に、生活の負担の軽減を図るため、毎月一定額の訓練促進給付金を支給します。また、卒業後に修了支援給付金を支給します。

〈対象〉

- ・市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父
- ・児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある人
- ・2年以上の養成機関で修業する人
- ・過去に本事業による訓練促進給付金を受給していない人

〈支給額〉 月額

	訓練促進給付金	修了支援給付金
住民税課税世帯	70,500円	25,000円
住民税非課税世帯	100,000円	50,000円

※平成24年3月31日までに修業を開始した人のうち、住民税非課税世帯は訓練促進給付金は（月額）141,000円となります。

〈対象資格〉

- ・看護師（准看護師は除く）・理学療法士 ・保育士 ・介護福祉士 ・作業療法士

〈支給期間〉

修業する全期間(上限2年)。支給申請のあった日の属する月分から支給となります。但し、**平成25年3月31日までに修業を開始した人は**、修業する全期間(上限3年)、**平成24年3月31日までに修業を開始した人は**、全期間支給が対象です。

事前の相談
が必要!

保
育
仕
事

自立支援教育訓練給付金

[福祉課 家庭支援係 0954-23-9216]

指定の講座を受講した母子家庭の母および父子家庭の父に、受講後にかかった受講料の2割が支給されます（上限10万円、4千円を超えない場合は支給を行わない）。

講座例) 医療事務・パソコン・簿記・CAD・調理師・訪問介護員（ホームヘルパー）
英会話

※通信教育、eラーニングの対象講座もあります。

事前の相談
が必要!

武雄市の方が受講できる講座は、こちらのサイトで検索できます。
『厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム』



http://www.kyufu.javada.or.jp/kensaku/T_M_kensaku

雇用保険給付対象の方、それ以外の父子家庭の父が対象となる同内容の制度があります。

◇雇用保険給付対象の方 〈申込先 ハローワーク 電話 0954-22-4155〉

◇それ以外の父子家庭の父 〈申込先 県雇用労働課 電話 0952-25-7310〉

[MEMO]

住まいに関するサポートいろいろ

月々の家賃は家計の大きな負担になります。市営住宅や母子生活支援施設など公的な住宅を利用すれば、収入に応じて家賃が決まるので、民間の住宅より負担が軽くなる場合があります。申し込み方法などは各窓口にご確認ください。

しえいじゆうたく

市営住宅

【建設課 0954-36-2503】

市営住宅の入居資格は下記の全ての条件を満たす者となります。

1. 市内に住所又は勤務場所を有し、かつ、市町村税等を滞納していない者であること。
2. 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
3. 月収が収入基準以下であること。
4. 入居者（同居親族を含む）が暴力団員でないこと。
5. 県営・市営住宅等の家賃を過去に滞納していない者であること。

市町村税の滞納があると、申し込みができません。

※なおひとり親家庭等は公開抽選会の際に2回抽選ができます。

〈お問合せ・申込み〉

武雄市営住宅指定管理者

五光建設株式会社 住所：武雄市武雄町大字昭和335

電話：0954-23-5253

けんえいじゆうたく

県営住宅

（武雄市、杵島郡、鹿島市）

〈窓 □〉

佐賀県営住宅等指定管理者

川原建設株式会社 武雄管理室

住所：武雄市武雄町大字昭和265番地（武雄総合庁舎別館）

電話：0954-26-0522

ぼしせいかつしえんしせつ

母子生活支援施設

【福祉課 家庭支援課 0954-23-9216】

母子生活支援施設は、18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母が、子どもと一緒に利用できる住宅です。入居された方には、仕事や育児、健康、家族関係、将来の生活設計のことなど、さまざまな心配ごとを相談できる職員が、自立に向けたサポートを行います。

〈家賃〉

市町村民税に応じた家賃負担があります。

非課税の場合、家賃はかかりません。

ただし、光熱水費は実費負担です。

くわしくは窓口へ
お問い合わせ
ください。

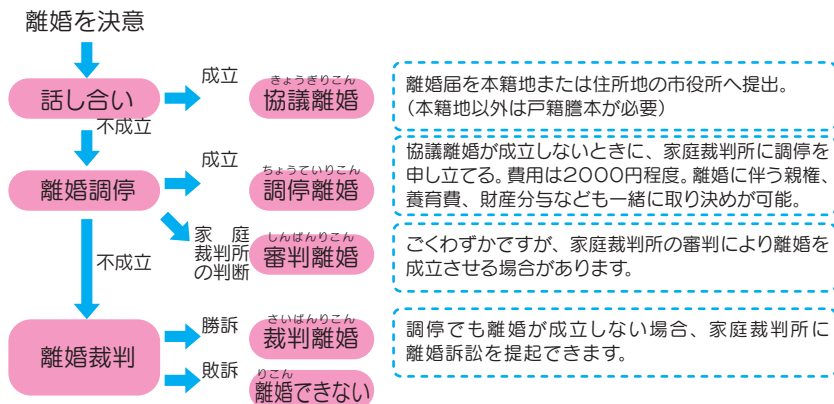


いろいろな手続き・制度早分かりガイド

こせき りこん うじ へんこう
戸籍(離婚、氏の変更)

[市民課 0954-23-9225]

離婚の流れ



[離婚の際の取り決め項目例]

- ◇子どもの親権 (離婚届に記載が必要) ◇子どもの養育費
- ◇慰謝料 ◇財産分与 (土地建物、預貯金、年金、生命保険、車、有価証券など)
- ◇子どもとの面会交流 (面会の頻度、時間、場所など。手紙等のやりとりは?子どもの意思は?)

離婚届提出のポイント

離婚届は、本籍地またはそれ以外の市役所に提出します。本籍地以外へ提出する場合は、全部事項証明(戸籍謄本)が必要です。詳しくは窓口へお尋ねください。
離婚届の様式を取りに来たとき、記載や提出の方法を窓口でしっかり確認しておく、手続きがスムーズにいけます!

[記入前に決めておく必要があること]

- ① 離婚後の本籍地 → 離婚後に婚姻前の戸籍に戻るか、新たな戸籍を作るかを選択。新たな戸籍を作るときはどこを本籍地にするかを決めておく。
- ② 未成年の子の親権 → 子どもの親権を父母のどちらが持つか。
- ③ 証人 → 20歳以上の証人2人をだれにするか。(協議離婚の場合のみ) 離婚届に直筆の署名と押印が必要。
- ④ 離婚後の氏(名字) → 婚姻前の氏に戻るか、婚姻後の氏を継続するか。

離婚後も引き続き、婚姻の際の氏を使いたい場合は、離婚届と同時に離婚の日から3ヶ月以内に、本籍地または所在地の市役所に届け出ます。

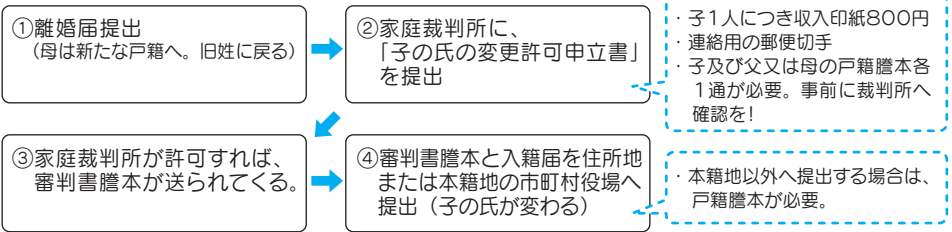
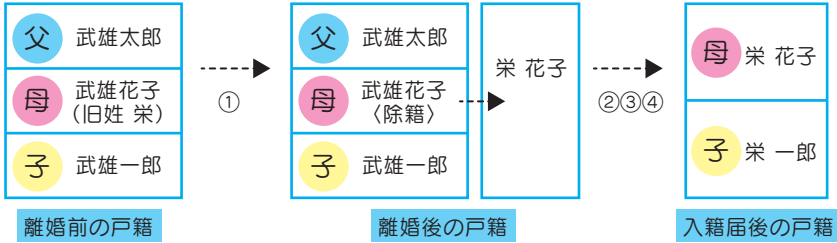
不受理申出

あなたの意思に基づかない届出が受理されることを防止するための制度です。申出の対象となるのは認知届、養子縁組届、協議離婚届、婚姻届、協議離婚届です。詳しくは市民課窓口へお問い合わせください。

離婚後のあなたの氏・子どもの氏

結婚したときに氏が変わった方は、離婚により婚姻前の氏に戻るか、婚姻中の氏を継続するかを選びます。また、**子どもを新たな戸籍に移す場合には、家庭裁判所で手続きが必要です。**どのような仕組みか分かりづらい場合は、市民課へお尋ねください。

〈例〉離婚により母が旧姓に戻り新戸籍を編成し、その新戸籍に子どもを入れる場合の流れ



家庭裁判所

家庭裁判所では、夫婦や親子間の問題の解決を図っていきます。あなたの悩み事が、家庭裁判所であつかえる事柄か、どこどの裁判所にどのような申し立てをするかなどの手続案内を受けられる窓口があります。武雄支部 ☎ 0954-22-2159

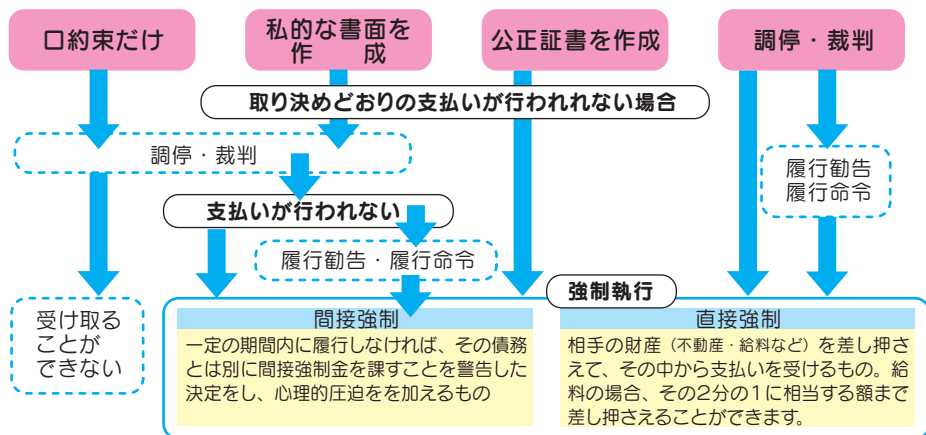


〈家庭裁判所で扱う事からの一例〉

調停	夫婦関係調整調停（離婚）	離婚、財産分与、慰謝料、親権者の指定、養育費、年金分割の割合
	夫婦関係調整調停（円満）	夫婦の関係を円満な関係に戻すために話し合う手続き
	婚姻費用の分担請求	夫婦間の生活費
	離婚後の話し合い	離婚後に生じた紛争、財産分与、年金分割の分割割合
	面会交流調停	離婚後の子どもとの面会、交流
	養育費請求調停	離婚後の養育費
審判	子どもの氏（名字）の変更	離婚後の子を、父または母の戸籍に入籍することの許可
	失そう宣告	行方不明で死亡していると思われる人に関する手続き
	履行勧告	家庭裁判所での取り決めを守るように相手方に勧告する

養育費の取り決めと強制執行等

養育費は子どもの権利です。離婚の話し合いを行うときには、養育費をどうするかも決めておきましょう。もし子どもと離れて暮らす親が養育費を支払うよう裁判所において取り決めていたにも関わらず、約束が守られない場合には、裁判所に勧告してもらったり、給料の差し押さえ等ができる場合があります。詳しくは、弁護士や法律の専門機関（法テラス、佐賀県弁護士会など）にご相談ください。



※養育費は破産しても免責されません。

よくあるQ&A

養育費相談支援センター HP より
URL: <http://www1.odn.ne.jp/fpic/youikuh/>

- Q. 離婚時に、相手の求めに応じて、「養育費は要らない。」との一筆を書きました。そのときは、とにかく早く離婚をしたい一心で、「離婚してくれるなら、養育費はもらわないでよい。」との気持ちから、養育費の取り決めはしなかったのです。
- A. 養育費は、子どものためのものですから、子どもの養育に必要な限り、請求ができます。まずは、相手とよく話し合ってみてください。ただ、相手も長い間養育費は要らないものとして生活設計をしているでしょうから、養育費の協議は難航するかもしれません。本当は離婚時にきちんと取り決めをしておくことがよかったのでしょうか。家庭裁判所の調停の申立てをされるとよいでしょう。
- Q. 相手が子どもと面会交流することを要求し、会えないなら養育費を払わないと言っています。子に会わせないと養育費はもらえないのですか。
- A. 養育費と面会交流とは別の問題です。面会交流を実施しなくても養育費を請求することはできます。ただ、子どもさんに会うことは養育費を支払う励みになるでしょうし、別れた親と子が良い関係を持てるようにすることは大切なことです。会わせることが難しい事情がある場合には子どもさんの成長の様子や写真などを送ってあげるという方法もあります。

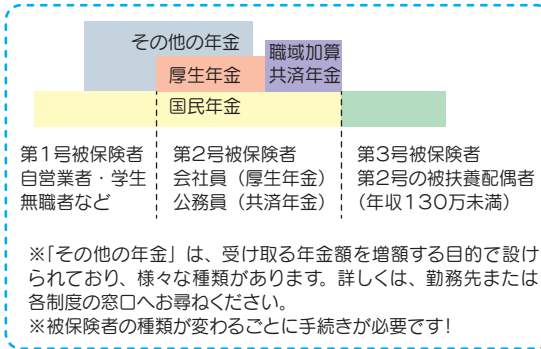
Q. 離婚のときに、子ども一人につき月3万円の養育費を決めました。その後、元夫は高級車を買ったり、海外旅行をしたり贅沢をしていることを知りました。私にはパート収入しかなく、子どもにもいろいろ我慢をさせています。元夫の遊興費を子どもに回してもらいたいと思います。養育費を決めなおすことができますか。

A. 養育費は決めた時点と事情が変更した場合は決めなおすことができます。原則的には、子どもは生活レベルが高い親と同じ生活をする事ができるわけです。ですから、別れて生活している親の収入が、格段と高くなった場合は増額を求めることができます。反対に、病気などで支払う側の収入が低くなった場合は、減額を求められることもあるでしょう。

ねんきん

年金

すべての方は20歳から60歳までの間、年金に加入する義務があります。保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金（**受給資格期間が25年以上必要**）や、いざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。



国民年金（すべての方が加入）
月額15,590円（H27年度）

【免除制度】

前年所得が一定額以下の場合、全部又は一部免除が可能

【若年者・学生納付猶予制度】

30歳未満で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に後払いができます。学生で本人所得が一定額以下の場合も同様です。

※どちらも10年以内に追納しなければ、年金額は少なくなります。

※承認を受けた翌年度から、3年目以降は支払う保険料が増額されます。

加入している年金	学生	就職 (1度目)	出産 退職	離婚 無職	就職 (2度目)
その他の年金					
厚生年金					
国民年金					
被保険者の種類	第1号	第2号	第3号	第1号	第2号

就職→出産・退職
→離婚（就職活動中）
→就職（民間企業）
という場合の例です。

離婚後の厚生年金分割

離婚した場合に、婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を夫婦間で分割することができます。

- ・国民年金は分割の対象になりません。
- ・分割を受けた配偶者が年金を受給するには、配偶者自身の支給開始年齢や受給要件を満たすことが必要です。
- ・離婚後2年を経過すると請求はできなくなります。

[請求および問い合わせ先]

武雄年金事務所（武雄市武雄町大字昭和43-6） ☎0954-23-0121



あなたの ライフプランを作成してみましょう!

子どもを育てていくには、これからどのくらいのお金が必要なのだろう?
そんな疑問や不安を抱いている方も多いかもしれません。
まずは、以下の例を参考に、あなたと子どものライフプランを描いてみませんか?

※各支援制度には利用条件や、同時に利用することが出来ないものがあります。

【支援制度】

例) Aさんの親子の場合



子ども5歳 私

就学前

- ・保育所の保育料軽減 →P24
- ・幼稚園の授業料補助 →P24



小学校

- ・給食費、学用品費等の補助(就学援助) →P24

中学校

- ・給食費、学用品費等の補助(就学援助) →P24



高校

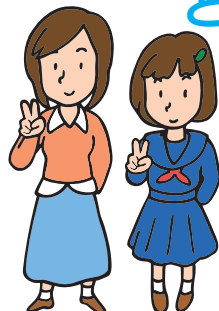
- ・佐賀県育英資金 →P25
- ・私立高校の授業料減免 →P25
- ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付 →P21
- ・あしなが育英奨学金 →P26
- ・JR 定期の割引 →P19

大学等

- ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付 →P21
- ・日本学生支援機構奨学金 →P26
- ・あしなが育英会奨学金 →P26
- ・国の教育ローン等 →P26
- ・JR 定期の割引 →P19



どんな支援制度があるの?



そして、その時々で利用できる支援制度にはどのようなものがあるのかも一緒に調べておけば、子どもの進学などにも慌てずに対応できますね。

〈自分のライフプランを作成してみよう〉

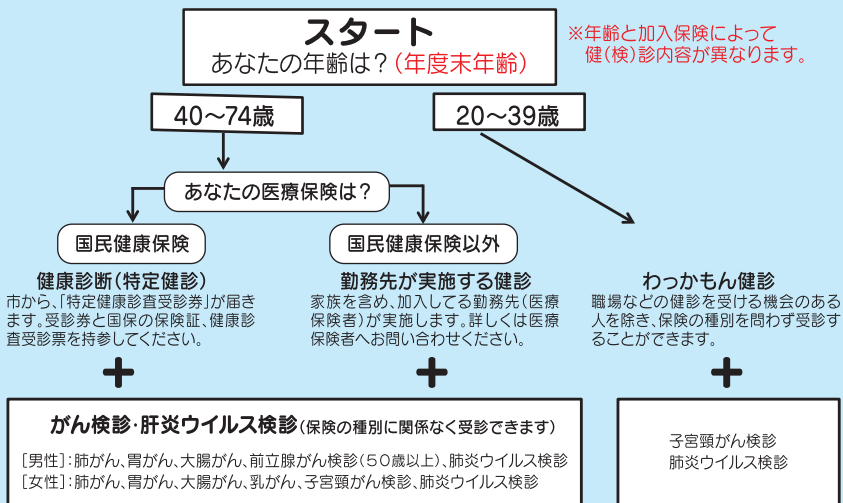
★おおよその必要資金が分かるものは書きこんでいきましょう。

		現在	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	7年後
私	年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	イベント								
	必要資金								
子ども	年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	イベント								
	必要資金								
子ども	年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	イベント								
	必要資金								
必要資金合計									

8年後	9年後	10年後	11年後	12年後	13年後	14年後	15年後	16年後	17年後
歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳

武雄市 健診のお知らせ

●あなたが受けられるのはどの健診？



病気を見つける検査ではありません!!

ご自身の健康状態を知り、生活習慣を見直し、健康づくりにつなげていく健診です。1年に一度、健康診断もしくはわかもん健診を受診し、生活習慣の改善が必要な方は、保健指導(無料)を利用しましょう。

佐賀県は肝がん死亡率日本一です!!

肝がんの原因は8割以上は、B型・C型肝炎ウイルスです。知らないうちに感染している可能性もあります。1度は、感染の有無を知るために検査を受けましょう。

がんが増えています!!

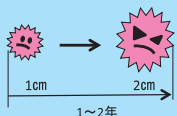
日本人の2人に1人が、がんになり、3人に1人ががんで亡くなります。もはや、がんは「他人事」ではありません。

がんは不治の病ではありません。

早期がんの段階で治療を受ければ、9割の方が完治すると言われています。がんを早期に発見するためには、がん検診しかありません。症状が出てからでは遅いのです。

早期がんのうちに発見できる時間は、たったの1~2年です。

1センチのがんが、2センチになるには、たったの1年半くらいです。乳がんの場合、早期がんは2センチまでをさしますから、検診で発見できる早期乳がんは1~2センチということになります。つまり、検診を1~2年ごとに受けなければ、がんを早期に発見できないということです。



詳しい健診の日程や場所、受け方などは、毎年5月の市報と一緒に配布する『健診のお知らせ』をご覧ください。
その他、武雄市役所ホームページにも掲載しています。

武雄市役所 住民健診

検索

●健(検)診の対象者・料金について

(対象年齢は年度末時点の年齢)

健診の種類	対象者	自己負担額		検診の種類	対象者	自己負担額	
		集団	個別			集団	個別
健康診断※ ¹ (特定健診)	40歳~74歳までの 武雄市国保加入者	600円	1,000円	肺がん検診	40歳以上	200円	500円※ ²
				喀痰検査※ ²			
わかもん健診	20歳~39歳までで、 職場健診等の機会がない方 (保険の種別は問いません)	1,000円	/	胃がん検診	40歳以上	900円	/
				大腸がん検診			
				前立腺がん検診			
				乳がん検診			
				子宮頸がん検診			
				子宮頸がん検診			
				肺炎ウイルス検診			

※¹:対象となる方へは受診券が届きます。

※²:該当者のみ実施

健(検)診の種類	主な検査内容	
健康診断(特定健診)	問診、身体計測、血圧測定、検尿、血液検査(脂質、肝・腎機能、血糖など)診察	
わかもん健診	●武雄市の追加項目(尿酸、尿潜血、クレアチニン、HbA1c、貧血項目)	
肝炎ウイルス検診	問診、血液検査(B型肝炎ウイルス検査、C型肝炎ウイルス検査)	
がん検診	肺がん検診	問診、胸部エックス線検査※該当者のみ喀痰検査
	胃がん検診	問診、胃透視検査(バリウムを飲んだ後レントゲン撮影)
	大腸がん検診	問診、便潜血反応検査(検診当日に容器を配布し、後日提出していただきます。)
	前立腺がん検診	問診、血液検査(PSA値)
	乳がん検診	問診、視触診、マンモグラフィ検査(40から49歳:2方向 50歳以上:1方向)
子宮頸がん検診	問診、医師による内診、子宮頸部細胞診	

[MEMO]

A series of horizontal dashed lines for writing.

[MEMO]

A series of horizontal dashed lines for writing.

[MEMO]

A series of horizontal dashed lines for writing.

[MEMO]

A series of horizontal dashed lines for writing.

母子・父子 福祉施設

●ひとり親家庭サポートセンター

ひとり親家庭や寡婦の方の各種の相談に応じるとともに、生活指導や就業支援など、ひとり親家庭や寡婦の福祉のためのサービスを総合的に行う施設です。

仕事帰りや、休日のご相談に応じられるよう、夜間(19時まで)、土日、祝日も開館しています。お気軽にご利用ください。

また、ホール(314.0㎡)及び研修室(40.5㎡)について、一般の方に広く貸し出しを行っています。詳しくは、下記へお問い合わせください。

- 利用案内 開館時間 火曜日～日曜日 午前10時～午後7時
(施設の貸し出し時間 午前9時～午後9時)
休館日 月曜日、年末年始(12月29日～1月3日)
(ただし、月曜日が国民の祝日に当たるときは、その翌平日)

- 所在地等 佐賀市神野東2丁目6番10号 佐賀県駅北館 2階
(〒840-0804) TEL 0952-97-9767

E-mail s.g-yuri@aioros.ocn.ne.jp
URL <http://sagaboren.com/center>



母子・父子 福祉団体

●一般財団法人 佐賀県母子寡婦福祉連合会

母子家庭および寡婦等のしあわせを自分たちの手でつくるために、自主的な活動をする団体として各市町に母子寡婦福祉団体があります。これらの団体では、それぞれ研修会やレクリエーションを行ったり、情報交換や親睦を深める場として、いろいろな活動をしています。

入会、その他のくわしいことについては、一般財団法人佐賀県母子寡婦福祉連合会におたずねください。

- 所在地等 佐賀県神野東2丁目6番10号 佐賀県駅北館2階(〒840-0804)
TEL 0952-97-9767

お結び課では、登録していただいた方々の男女の仲を取り持つ縁結び事業に取り組んでいます。
個人情報等については、守秘義務を厳守いたします。
お気軽にお電話ご相談下さい。おまちしています。
※第2・第3土曜日午前8時30分～12時まで開庁しています。

ご相談窓口

武雄市役所(北方支所 3階)お結び課

☎ 0954-36-2550



平成27年 8月 作成 (改訂版)

武雄市 くらし部 福祉課 家庭支援係

所在地 武雄市武雄町大字昭和1番地1

TEL 0954-23-9216 FAX 0954-20-1355

<http://www.city.takeo.lg.jp>

山内支所くらし課 福祉健康係 TEL 0954-45-2906

北方支所くらし課 福祉健康係 TEL 0954-36-6020